価値ベースのソルベンシ

庁より公表された「経済

2023年6月に金融

はじめに

のぶゆき) 氏のプロフ ィール】EYストラテ

> スク管理部門長や国内 資系生保での統合的リ

などに従事ののち、外 品数理·数理決算業務

対するリスク管理・E 現在は主に保険会社に ルティング㈱に入社。

ERA、日本証券アナ

ュアリー会正会員、C

▽資格:日本アクチ

国際公認投資アナリス リスト協会検定会員、

▽保険数理機能

最終化に向けた検討

適切性を確保する機能.

保険数理に関する事項の

る主な課題とそ

検証に関す

の方向性

証プロセスの効率化・早

(4) ESR計測・

生保でのCRO・業務

米国ミシガン大学にて イザリー業務に従事。 SR規制に係るアドバ

【鈴木敦之(すずき・

## 経済価値 る検証態勢の構築に向け 7

## まとめ (第1回~第4回のポイントの整理

## 齋藤 鈴木敦之 剛

## EYストラテジー・アンド・コンサルティング㈱ EY新日本有限責任監査法人

の経済価値ベースのソル 化に向けた検討状況)で ベンシー規制(以下、E は、25年度から導入予定 最終化に向けた検討状況 について」(以下、最終 規制等に関する基準の 理する。 これまでのポイントを整 2. 「最終化に向 た検討状況」の

新

日

SR規制)に関する各論 点の方向性や検討の状況 回にわたり、ESR規制 などが示された。過去4 基本的な内容の暫定決 ベンシー規制等に関する 概要について 経済価値ベースのソル 22年6月に公表された

湺

の本番導入の向け、

【齋藤剛(さいとう

どのように取り組むべき かについて解説したが、 ナル・サービス・ファー ムならではの視点で今後 カスし、プロフェッショ み」に係る論点にフォー SRに関する検証の枠組 険会社およびその他の関 以降、金融庁はフィール 的な方向性が示された。 SR規制に関する各論点 係者との対話を通じ、E する標準モデルの考え方 では、主に第1の柱に関 ドテスト結果の分析や保 について、ESR規制の 暫定的な結論および基本

定」(以下、暫定決定) 論点ごとに整理された 年6月の「最終化に向け の検討を進めてきた。23 よび検討状況、残課題が 点について最終化に向け た検討状況」では、各論 ての方向性、検討経緯お (図表参照)

3<sub>.</sub> る検証の枠組み ESR に 関

終化に向けた検討状況 ける検証機能であること 状況」では保険会社内部 が提示されており、「最 のは保険会社の内部にお の枠組みが明示された。 外部専門家による検証と では、 ESR 検証機能 の検証態勢の構築および て、中心的な役割を担う 体の適切性の確保におい して二つの側面から検証 ESRに関する計算全 (1) 内部の検証態勢 「最終化に向けた検討

うに整理の上、 や役割に関して、次のよ 示している。 保険数理機能の位置付け >ESR検証機能

切性を確保する観点か 性を確保するための態勢 SRの計算に関する適切 が定め、当該責任者はE いての検証責任者を会社 ち最終的な計算結果につ ら、ESR全体、すなわ 機能は「ESR全体の適 SRの検証内容を取締役 険会社内部の検証態勢の を整備すること。またE こと」とされており、保 会等及び当局に報告する 工台となる重要な機能と 則提や計算手法といった

ルティング㈱シニアマ ジー・アンド・コンサ

23年にEYストラテ

ジー・アンド・コンサ

tion) を取得。

with High Distinc

営学修士 (MBA

執行役員を経て、20

マネージャー。 任監査法人金融事業部 ル】EY新日本有限責 ・ごう) 氏のプロフィ

監査法

険課での勤務を経て、 の後、金融庁監督局保 表監査業務に従事。そ

アドバイザリー業務に 対する幅広い分野での

険会社を中心に財務諸 人入所後、国内大手保

現在は主に保険会社に

ネージャー。

複数の保険会社で商

5

タイムライン、報告制度・期限、プロポーショナリティ原則、 連結制度など 制度の枠組み 保険負債の割引率、会社固有のストレス係数・リスク係数、 標準モデル 利リスク、株式リスク、所要資本の税効果など 内部モデルのスコープ、審査基準とプロセスなど 内部モデル ESR に関する 保険会社内部の検証態勢、外部専門家による検証など 検証の枠組み 規定資本要件(Prescribed Capital Requirement:PCR)の監督 ESR に基づく 措置、最低資本要件(Minimum Capital Requirement:MCR) 監督措置

状況」では、ESR検証 「最終化に向けた検討 方向性を については、規制上で いる。保険数理機能は 域は、例えば保険負債、 「保険負債に関する計算

第1の柱 実質資産負債差額の取扱、 破綻処理との関係など 保険会社の内部管理の高度化、第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析 第2の柱 ータなど 当局が会社に提出を求めるデ 第3の柱 市場関係者向け開示(定量・定性)、消費者向け開示、開示方法・時期など

られているが、特に重要 当局に報告すること」と の構築を求めること。ま 定水準のガバナンス態勢 状況」では、 な領域と考えられる保険 ョナリティ原則に基づく 内部モデルやプロポーシ 見積りの要素が大きい領 示している。この判断・ ロセスを取締役会等及び **積りの要素が大きい領域** 機能の構築が求められて 負債について、保険数理 簡便法の使用などが挙げ 性の検証結果及び検証プ た当該領域に関する適切 判断・見 検証)の枠組みにつ 提も具体的に示された。 検討をより具体化させて え方や実行可能性などの 保証であることから、外 特に、保証水準が合理的 た合理的保証業務を前提 ランスシートを対象とし いくために、その他の前 て、経済価値ベースのバ に検討を進めるという考

る。

る検証 とされている。 (2) 外部専門家によ

の水準④当局による検証 議論・検討がなされてき 向性とし、関係者間での れ、制度化を基本的な方 る検証の意義が認めら の観点で外部専門家によ の実効性・効率性の四つ や情報利用者による検証 求められる情報の信頼性 国のソルベンシー規制に からの信頼性確保③わが ESRの特性を踏まえた 内部ガバナンス態勢の補 完②ESRの情報利用者 「暫定決定」では、

定されている。外部検証 と同様のアプローチが想 留意が必要である。 施される想定である点、 ス態勢の理解と評価も実 係る内部統制やガバナン のみならず、数値作成に においては、 部検証は現状の会計監査 数値の検証 検証として、最低限すべ が実施したテストの品質 あること、計測部門など されている内容が適切で すべき事項が漏れなく文 ないことを検証するのは つ、テスト品質に問題が きテストが実施され、 書化され、かつ、文書化 た文書に関して、文書化

も、モデルなどへ投入す 5

性、アウトプットの適切 性、モデルの実装の適切 るデータの適切性・網羅 性はテストするべきであ 計算部門などが策定し (3) 内部検証の実施 等を採択していることか 現しているとは言えな ら、必ずしも個別の会社 係るポイントを整理し は、いわゆる第1の柱に のリスク実態を適切に表 おける ESRは、 基本的 う規制であり、過去4回 の柱」の視点で監督を行 た。一方で、第1の柱に い。そこで第2の柱とし には全社共通の計測手法 て、個社の実態に即した ESR規制は、「三つ 第1の柱を補完し

ガバナンスの構

が公表した「モデル・リ 必要である。構築に際し 規程化・承認することが 検証体制を構築すべく、 門における各種テスト/ スク管理に関する原則」 確化し、社内体制などを 社内での役割と責任を明 ては、21年11月に金融庁 (2) 文書化・計測部 適切なESRの計測 る方向性が示された。各 切である。 図りながら進めるのが大 社 で も、 E S R 計 測 お よ 準日から4カ月以内とす ESRの報告期限は、基 分コミュニケーションを 部検証の進め方などを十 証者により、具体的な外 や内部検証機能と外部検 る効率化・早期化が必要 である。また、計測部門 び検証プロセスのさらな 年度末が基準日である

(5) 適切な人材の確

自己検証

明示的に仕様書にて文

は参考になろう。

書化するべきである。ま 種テストの適切な実施も 定めがなくても適切に文 必要な事項は、仕様書に 項のみならず、計測数値 書化が要求されている事 適切性を担保する上で 切に確保・配置すること 効率化・早期化や構築し 的リソースを把握し、適 担保するために必要な人 たガバナンスの有効性を が肝要である。 各社において、計測の

状況」では、外部専門家

「最終化に向けた検討

による検証(以下、外部

最後に

大事であり、少なくと

健全性を評価すること で、真の意味での財務の 準備の一助になれば幸い る。過去4回の解説記事 の計算・内部検証期間な おけるESR規制対応の ならびに本稿が、各社に も必要になると想像され て、スケジュールの検討 証者との調整も踏まえ の決算作業や期末会計監 どを考慮しながら外部検 査の日程および保険会社 末となることから、従来

きである。 と思料する。 なお、第2 効に機能させるべく、継 同時に、各社の実態に基 どまらず、非財務リスク 続的な改善・高度化が必 することが要求されると されていないリスクとし 柱において十分にカバー の柱においては、第1の 要になる点は、留意すべ づき、 適切なERM態勢 て、財務リスクのみにと 業価値向上にもつながる に関しても、適切に捕捉 ORSA の 枠組 みを 有

針などは公表されていな れる。また、金融庁への ら準備されていくと思わ 性や必要な内部統制やガ は、効果的かつ効率的な ESRの報告期限が7月 算手法の仕様書への準拠 検証の実現に向けて、計 いが、今後、各保険会社 公認会計士協会の実務指 の最終基準案および日本 月)においては、本規制 え、外部検証者とコミュ バナンス態勢の構築に加 ーケーションを取りなが 本稿執筆時点(24年4

(おわり)

健全性の担保が求められ